

## 平成24年度 第3回石狩市都市計画審議会 会議録

会議日時：平成24年12月11日（火）午後2時00分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第2委員会室

出席者：堂柿会長、三津橋委員、景井委員、椎野委員、田中委員、伊関委員、伊藤委員、  
若林委員、瀬尾委員

事務局：清水都市計画担当課長、安彦主査

傍聴者：1名

<清水課長>

今日は部長の南が、風邪で早退させて頂いておりますので、私が事務局長の代理ということで、進めさせて頂きたいと思っております。本日は、年末の大変お忙しい中、出席を頂き、誠にありがとうございます。それでは、開会に先立ちまして、副市長の白井より諮問書をお渡し致します。

<副市長>

下記案件について、都市計画法第19条第1項に基づき、諮問します。札幌圏都市計画地域冷暖房施設の変更について（石狩市決定）、以上でございます。よろしく申し上げます。

<清水課長>

それでは、引き続きまして、白井副市長よりご挨拶を申し上げたいと存じます。よろしく申し上げます。

<副市長>

改めまして、皆さん御苦勞様でございます。12月の忙しい時に有難うございました。ただ今、会長に市長に代わりまして、札幌圏都市計画地域冷暖房施設の変更について、諮問をさせて頂きました。この施設につきましては、昭和40年代に始まった花川南地区の造成や、石狩湾新港地域の開発に続き、郊外型の良好な住宅地として造成が行われた、当時の名前は花畔団地といった団地での、熱供給を目的とした施設がありまして、当時の石狩町が目指す発展を遂げようとした街づくりの一翼を担った、いわゆる歴史的な施設と言っても過言ではないのではないかと思います。しかしながら、事業者におかれては、当初の供給戸数が計画から4割以上減少していたということと、燃料単価の高騰、更には施設の老朽化ということがありまして、事業の収益を悪化させる様々な要因が重なった中で事業の継続の為の様々な努力を重ねて参りましたが、残念ながら事業の継続を断念せざるを得ないという結果になったところでございます。このことから、昨年10月に熱供給事業が廃止になりまして、その役割を終えたところでありますが、この度、都市計画においても廃止をするための変更を行おうとするものであります。委員の皆様におかれましてはこのような背景を斟酌頂く中でご審議を頂きますようお願い申し上げます。委員の皆様には、この度、ご報告致します。委員の皆様には、この度、ご報告致します。委員の皆様には、この度、ご報告致します。委員の皆様には、この度、ご報告致します。

<清水課長>

なお、白井副市長におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席をさせて頂きたいと存じます。それでは、ここからは座って説明をさせて頂きたいと存じます。本日の審議会に際し、渡辺委員から欠席される旨の申し出がありましたのでご報告致します。

す。又、前回の審議会では傍聴者はおりませんでしたので、傍聴者からの感想、意見の提出について無かった事を御報告致します。又、本日の予定ですが、ただ今の諮問案件と都市マスタープラン及び水とみどりの基本計画の中間見直しについて前回に引き続いての事前説明の予定となっております。それでは会長お願い致します。

<堂柿会長>

はい。ただ今から平成24年度第3回石狩市都市計画審議会を開催致します。

本日の議題は、ただ今、諮問書を受け取りました札幌圏都市計画地域冷暖房施設の変更案件でございます。それでは事務局から説明をお願いします。

<清水課長>

はい。それでは私から諮問案件札幌圏都市計画、地域冷暖房施設の変更案件についてご説明致します。表紙を1枚捲って下さい。札幌圏都市計画、地域冷暖房施設の変更（石狩市決定）、下記の札幌圏都市計画地域冷暖房施設を廃止する。

1つ、都市計画の種類は、地域冷暖房施設。

2つ、廃止理由は、熱供給事業を行っていた石狩サービス株式会社が平成23年10月に熱供給事業を廃止、平成24年7月に解散、同年12月迄に会社清算予定である事から札幌圏都市計画地域冷暖房施設石狩熱供給施設を廃止する。

次に、次のページの都市計画変更にかかる理由についてですが、

1つ、案件名は、札幌圏都市計画地域冷暖房施設の変更（石狩市決定）。

2つ、都市計画変更内容は、石狩熱供給施設を廃止する。

3つ、都市計画変更理由は、本施設は札幌圏における人口急増に伴う住宅不足の解消と第3期北海道総合開発計画に基づき、石狩湾新港地域開発に関連する住宅区画を目的に北海道住宅供給公社により開発が始められた花畔団地への熱供給を行う施設として、昭和49年4月25日に都市計画決定を行った。しかし、契約件数の減少に伴う収益の悪化に伴い、熱供給事業を行っていた石狩サービス株式会社が、平成23年9月27日付で経済産業省から事業認可の廃止許可を得て、同年10月15日で事業を廃止した。これに伴い、平成24年7月末を以て前述の事業者が解散し、同年12月末迄に会社清算の予定であることから、都市計画を変更し、地域冷暖房施設を廃止することとする。次のページ、A3横版の図面でございますけれども、これは廃止しようとする同施設の計画図でございます。次に案の縦覧結果ですが、資料は用意していませんので、口頭で報告申し上げます。先月11月6日から20日までの2週間、案の縦覧を行ったところでございますけれども、縦覧、意見の提出ともありませんでした。以上が諮問案件に関する説明でしたが、引き続きまして、前々回8月に開催致した当審議会の事前説明の際に、委員の皆さんから4つの質問を頂いておりましたので、本日お答え致します。最初に田中委員からの質問で、札幌において同様の施設が、継続して経営されている理由についての質問でした。札幌都心部での事業につきましては、かつて、単年度での赤字があったと聞いておりますけれども、近年は黒字で推移しているというところでございます。又、都心中心部というところもあり、顧客は札幌駅、百貨店、道庁など大口顧客となっております。又、札幌の他の地域におきましても、高層の市営住宅が立ち並ぶ地区で供給されている事からも、やはり顧客数が重要な要素になっているということも考えられます。次に、瀬尾委員より、5億6千3百万の累積損失による市の負担割合はどのようになっているかという質問でした。この損失の直接的な負担はありませんでした。しかし、市は株主として出資しておりましたので、持ち株分の600万円の部分が、市の損益となった部分でございます。次に堂柿会長から資産処分に関する質問がございました。土地、建物は石狩サービスの所有であることから、清算行為の時から

事業者がこれを行うということになります。最後に三津橋委員からボイラーなどに転換しなくてはいけなくなった場合、経費がかかりますが、その際に事業者からの助成などがありますかというご質問でした。基本的にはボイラーの転換の費用は、各家庭の負担になっております。ただ、設備を北ガスの都市ガスに変更した場合には、機器分につきましては、北ガスが負担をしていると聞いております。私からは以上でございます。会長お願い致します。

<堂柿会長>

はい、有難うございました。それでは質疑等に入りたいと思いますので、よろしくお願い致します。事前説明を2回程やっておりますので、意見が無ければ、この内容で妥当である、という答申をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

<一同>

異議なし

<堂柿会長>

それではそのように答申致します。文面につきましては、私に一任させて頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。それでは次の事前説明案件、事務局から説明をお願いします。

<清水課長>

はい。それでは引き続きまして、事前説明案件の石狩市都市マスタープランの中間見直しについて、それと石狩市水とみどりの基本計画の中間見直しについて、前回の審議会に引き続き追加説明を致したいと存じます。計画書の中身の説明に入る前に、前回事務局側の不手際で資料漏れになっておりましたので、今回、A4のそれぞれ1枚ものを2枚用意させて頂きました。最初にタイトルが似かよっているのですが、石狩市都市マスタープラン及び石狩市水とみどりの基本計画の中間見直しの取り組み方針という、こちらのペーパーを、ちょっとご覧頂きたいと存じます。この部分につきましては、これまでも審議会でお示して説明していますので、内容の説明は省略させて頂きますけれども、今回、この2つの計画を見直すに当たりましては、ここに書いてあります1～4、この部分を踏まえて見直しをしているという所でございます。次にもう1つのペーパー、矢印の入ったペーパーでございます。これにつきましては、先程示しました4つの取り組み方針をコンパクトにまとめて上の枠の方に見直しの前提条件として記載しております。これを踏まえまして、矢印の下を表にまとめたものが今回の見直しポイントとなっております。

大きくポイントは5つあるという事で、こちらにつきましても前回11月8日の審議会においてスライドで説明させて頂いた内容をまとめたものでございます。こちらの方につきましても前回説明させて頂いておりますので、説明は省略させて頂きたいと存じます。こういったことを踏まえて今現在見直し作業を進めている最中でございます。それでは今回は、分厚い資料が4冊ありますけれども、A4縦版の2冊の方、石狩市都市マスタープランと、石狩市水とみどりの基本計画の中間見直しの案として、今回正案としてまとめたものです。今日はこのA4縦版の方を使いたいと思います。又、A4横版の方につきましては、前回A3の大きなものをお渡ししたかと思っておりますけれども、若干内容を修正しておりますけれども、それを縮小したものでございまして、今日はこの縦版の方を使いたいと思いますので、まず縦版の方をお手元に用意して頂きたいと存じます。最初に石狩市都市マスタープラン中間見直し案の表紙をお開き頂きたいと思っております。そして目次をご覧頂きたいと思っております。

序章は、計画の策定に当たって。

第1章は都市の現況、課題と市民の意識。

第2章はまちの未来と市民の求める暮らしぶり。

第3章は都市作りの基本スタンス。

第4章は都市作りの基本方針。

第5章は分野別の方針。

次のページですけれども、第6章はゾーン地区別のまち作りの方針。

第7章は実現に向けて。

以上序章を含めた8つの章で構成されておりまして、今回の見直しにより引き続き平成32年を目標とする本市の都市整備と環境保全の取り組みの方針を示すマスタープランとなるものでございます。続きまして、もう1つの方、石狩市水とみどりの基本計画中間見直し案の表紙をお開き頂きたいと存じます。目次をご覧頂きたいと存じます。

1章は水とみどりの基本計画について。

2章は石狩市の概要。

3章は市民意向の把握整理。

4章は解析評価と課題の整理。

次のページの5章は基本方針と目標。

6章は緑地の配置方針。

7章は緑地の保全及び緑化推進の為の具体的展開。

8章は緑化重点地区。

以上8つの章で構成されておりまして、こちらの計画につきましても今回の見直しにより、引き続き平成32年を目標年とする本市の緑地の保全と緑化推進の取り組みの方針を示すマスタープランとなります。なお、今後の手続きでございますけれども、本日お示ししました正案を今月21日から年明け1月21日迄の1ヶ月間パブリックコメントを実施致しまして市民の皆さまから意見を頂く予定になってございます。又、それらの意見等を反映した上で翌2月を目途に最終案を取りまとめ致しまして、改めて本審議会にお諮りしたいと考えております。この2月が最終的な諮問という形になります。私からは以上でございます。会長お願いします。

<堂柿会長>

そうしますと、今説明頂いたものが最終案に近いものだという事によろしいですか。

<清水課長>

はい。

<堂柿会長>

それでは、都市マスタープラン、水とみどりの基本計画の中間見直し案についてどうぞ質問、意見等ございましたらお願いします。

<田中委員>

以前のマスタープランと都市防災のものをもって今回の震災の経験を活かして改良するかもしれないという話があったと思うのですけれども、具体的にどこら辺が変わったのかというのが知りたかったのですが。

<清水課長>

都市防災につきましては、横版の新旧対照表をご覧頂きたいと思います。下の方にページをふってありまして、5-16 ページをご覧頂きたいと思います。この左側が新しく書き換えたものでございまして、右側、「旧」と書いたところがこれまでの記述でございます。現在、市では、地域防災計画等の見直し作業に入っておりまして、まだ具体的な提案の取りまとめに至ってない状況でございます。そんな中で防災担当と色々意見交換したところ、これまでの「旧」に書いてある部分に対して、今回加筆、修正をして、となった訳ですが、それ程大きな変更は今のところはない状況です。ただ、左下の(3)に厚田地区、浜益地区における取り組みというのが入っていると思いますが、これは今回合併した事により、新規に追加したところでございます。そういった意味では、今回都市マスと水とみどりの説明をさせて頂いた時に、計画の適用範囲につきましては都市計画区域、旧石狩市、合併前の石狩市でも全部が都市計画区域ではなく、一部外れる所がある、要するに都市計画区域の計画でございまして、そこを合併したという厚田区、浜益区についてもなんとか記述したいという事で、今回こういう形で防災の部分では厚田、浜益についての記載が書き込めたと、それと書き込んだだけでなくて、やはり厚田、浜益については、非常に地形的な特徴がございます。こちら旧石狩市につきましては、ご承知の様に平坦な石狩平野にあって一部山林地域があるということではほとんど平地でした。それで厚田区、浜益区については、非常に丘陵地が多くて山林も多く、また沢地には農地が発達しているという地形状況にございまして、やはり、ここに記載されていますように山腹の崩壊ですとか、どうしても丘陵地でありますから、中小河川の氾濫、土石流の発生の危険性を有しているといった、旧石狩市にはなかった災害の懸念されるものがあるという中で、適切に対応していかなければいけないのではないかと、そういう中で北海道につきましては、右側の方に備考がございますけれども、土砂防災害防止法による警戒区域の指定をしているところがございますし、又、二級河川、道の方が管理する二級河川については、適宜維持管理しているとともに準用河川については市で管理しているという状況でございます。そして、そういった部分の対応を検討していきたいと書いていただいております。大きな部分としては、厚田、浜益区が追加されたという事が一番大きいかなと思います。あと、瀬尾委員から、海岸の防風林が非常に津波の抑制に効果があるのではないかとという事で前回からも、前々回からも、ご指摘頂いているところでした。そして、この部分についても、私どもの防災担当と意見交換している時に、ちょっとお手元にお配りしてないのですが、11月29日に北海道建設新聞の記事で、日本海、オホーツク海でも海岸防災林調査をしますという、北海道の水産林務部が調査をするという記事が大きく一面に載りました。これにつきましては、内容を簡単に読ませて頂きますと、津波被害の軽減を目的とした海岸防災林の改良に向け2013年度から日本海、オホーツク海沿岸でも現況調査に着手するということが出ています。海岸の部分の防災林として、主に風あるいは塩害を防ぐという目的で設置した訳でございますけれども、改めて波を防ぐ、あるいは波の返して陸上のものが海へ流れるのを防ぐだとか、そういった効果は実証されたということで、道の方でも積極的にそれを更に良くする為に、改良する為の調査に入ろうという新聞記事がありました。それで私どもの方でも、これがはっきり決定事項であればこういう対策をしますよと書き込めたのですが、今回は、違ったところで記載させて頂きました。記載場所が、5-8をご覧頂きたいと思います。5-8の左側、一番上に3. 緑地の保全、創出の方針というのがありまして、上から1, 2, 3, 4, 5行目また以下にアンダーラインが引いてあるのですが、また、海岸防風林には防潮効果もあると言われている事から、防災面でもその保全に努めますという記載をさせて頂きました。これにつきましては、ご承知の通り、旧石狩市の海岸にはカシワ林というのが、国有防風保安林カシワ林が幅だいたい700メートル位の幅で、

ずっと日本海に平行に植えられているのですが、そういった部分を防災面においても大事なので守っていきましょうというような記載をさせて頂きました。今申し上げた国有保安林の土地の管理、木の管理は林野庁、昔の営林署の方で管理しているのと、先程ご紹介しました道の海岸防災林につきましては、道の方は港湾区域を除く部分の海岸の管理者になっていまして、海浜地という北海道が所管している用地に適宜、海岸防災林を植林してきているということで、石狩市においてはまだ特に、日本海側の津波の被害はまだ現時点でも想定されていなかったものですから、そういった部分で対応が多分遅れているのではないかなと思いますけども、今、道の方で新たに津波の影響という部分では、また別途で調査をしている最中でございますので、そういった部分と連動した中で道においても、石狩市において海岸防災林をやっていくんだという意思決定されれば、その時点で実施されていくでしょうし、ここに明確に記載をされてなくても当然にしてこういう流れになると思っております。そういった部分では記載については不十分ですが防災のカテゴリーじゃないところの緑地の所に書かせて頂きましたけれども、そういった部分の瀬尾議員ご指摘の部分の踏まえて記載させて頂いたところでございます。以上です。

<堂柿会長>

それではよろしいですか。

<若林委員>

平成22年のアンケートということで、ここに色々な人の意見が書いてありますが、これを見たところ、厚田、浜益の方が合併によって交通アクセスが悪いということを書いているのです。それで、厚田、浜益はどんどん人口も減って、高齢化になって、高齢者と小さい子供達だけで、若い人たちが出ていくと、交通の便が悪くて、買い物にはみんな沢山外へ出ていると、何か対策を考えてくれているのですか。それに対する対策は練っているのですか。

<清水課長>

実は、私どもの課だけでなく市全体としてですけれども、やはり合併の時点から国道231号線というのが1つ背骨になっていまして、そこをどう守っていくかと、そこの中での足の確保としては、路線バスというのが今現状ではあるのですが、やはりバス事業者も、利用者数の減少等もあり、ほとんどが赤字路線バスになっております。その中で国の制度として赤字の一部について補助金という形でバス事業者にお金が入っている状況でございますけれども、尚厳しい状況にあって一部石狩市もバス事業者に負担をしてバス路線を維持している状況でございます。まず、そのような部分で実際に対応している所でございます。あと、地区別に申し上げますと、なかなか行政で全部賄うのは難しいという中で、厚田区につきましては一部の地区につきましてはスクールバスに一般の方が混乗できるスクールバス混乗運行というのも行っています。また、浜益区においても同じようにスクールバスの混乗運行を、合併を機にスタートさせております。そのしくみにつきましてはバス停のみならず自分の自宅の部分で手を挙げて頂くと乗れるという、しくみにも変えておりますので、そういった部分ではなかなか厳しいお答えもございますけれども、かなりの部分で解決しているのかなと、それと、なお素晴らしいと思うのは、厚田区の方ではNPO法人を立ち上げて運転できない方を、国道まで運んでバス停まで連れて行くような運行というもの、自発的に地域の方たちがNPO法人の立ち上げ、やっているという事例も出てきております。そういった部分で合併を機に行政が出来ることと出来ないことも理解した上で、地域の人の素晴らしい協力によって、まだ完全ではないですけれども少しずつ改善されて

いるところもあると思っています。特に浜益の運行についても実は元のポジションの時に対応させて頂いたんですけども、あそこの地区は、国道から奥まった場所に住まいされてまして、かつては奥の方まではバスが入れなかったということで、皆さん坂道を 200 メートル、300 メートル歩かないと国道のバス停迄行かれない、という状況があったと聞いていたものですから、バスを小型化して地区の中に入っていて、なお且つ、自分の家で手を挙げて乗れるあるいは降りれるというしくみに出来ないかということで実施したのが先程ご紹介したスクールバス混乗運行なんです。だからそういった部分では十分ではありませんけれども、かなりきめ細かく改良をし、市全体的で足の部分については真剣に取り組んでいるつもりですが、如何せん、全てを網羅するというのは、なかなかやはりお住まいされている場所が点在していますと、難しい部分もありまして、どうしてもアンケート調査でこのように出てしまうのはやむを得ないかなと、何とか少しでもこのような声が減るよう進めていきたいと思っていますところでございます。

<若林委員>

きめ細かく住民にどんどん意見を聞いて、出来るだけ対処する様に、これを見ますと合併したことによって損したとか、間違ったとか書かれているものですから、かなり不便を感じているのだなと思うので、同じ市民を仲間として助けていかななくてはいけないのでは、と思っております。以上です。

<瀬尾委員>

ちょっと膨大過ぎまして、何からお話すれば良いのか分からないですけども、都市マスタープランと水とみどりがこんがらがっている面があるんですけども、まずみどりの関係から言えば、ざっとしか目を通してなくて、ポイントが最後のポイントにあるモデル地区の設定かなという風にしか理解していないんですけども、ちょっと別の角度から問題提起させて貰いますけれども、今清水課長がお話した様に、何から何まで市でカバーする、ということは大変なことで、ほとんど不可能で一生懸命やっても 100 年も 200 年もかかってしまう課題ばかりかな、と思っていますので、無理なお願いは致しませんけれども、みどりと水のプランでいえば側面であれば、つい 1 週間から 2 週間前だったと思いますけれども、風力発電の市民運動で、開催したのを私聞かしまして、前々から環境破壊が酷いんですよ、というお話を聞きましたけれども、たまたまあれは学園大学の先生だと思っておりますけれども、色々な問題を提示されまして、私も時間が無いものですから、市の開催の風力発電の説明会も行けばよかったんですけども、それ程マイナス面には考えていなかったものですから、軽く考えていたのですが、それを聞きまして、また、住民の方々の意見を聞きまして、これはかなり深刻だなと、北海道では幸いなことに既存のものは、遠隔地で建てられていて、住宅地に近いものはあまりないということで、本州ほど深刻化はしてない様ですけども、本州では、風車から 3 キロ、4 キロ位に新築した住宅の人達が、諦めて逃げ出しているという事例もあるものですから、そういったことが無いのかということと、厄介なことに、普通の公害と違いまして、例えば水俣病では、ほぼ 100 人いれば 100 人に影響があるという傾向があるのですが、風力の場合は、割合はよく覚えてないのですが、低周波も騒音も平気だという人も居て、なかなか行政としてはカバーしきれないと、因果関係が掴めない、という難しさもあるのですが、しかしながら、後でしまったという声は起きないかどうか、その辺を懸念しております。それともう 1 つは、海岸線に建てるということなのですが、その先生は確か自然報告協会の会長を務めている方で、石狩の海岸線の自然というのは、日本全国からいってもトップクラスに貴重であると、植栽、昆虫などが、学術的に貴重だと言われると、そうかと聞かざるを得なくて、この辺のとこ

ろはみどりの計画と、そういうような心配は無いかどうか是非市の方も大変でしょうけれども、まず調査、研究から入って頂きたいと、これは要望です。どうのこうのというようなことは申し上げません。それともう1つの面から言えば、防災のことなのですが、私は震災ということは、地震についてはそんなに心配はしてないのです、よほど古い家ならまだしも、新しい家は阪神の大震災を見ても、古い家、長田区では大変な被害があったっていうのは、ほとんどが古い家であつたらしいのです。石狩市の場合は、新しい建築物が多いものですから、私はそれ程深刻に考えていないですし、それぞれ自己責任と言ったらおかしいですけども、かなり努力されているのではないかと思います。ただ津波という事に関しては太平洋側程ではないのしょうけれども、ただ日本海側では、次から次へ出て来ると、それとどこかの席で私、申し上げたのですが、アイヌ民族は日本海側にはあまり居なかったと思うのですが、伝承的には聞こえてこないと、それと、日本海側には学門的にも軽視されている訳ではないと言われてはいますけれども、あまり太平洋側みた古く物を発掘してどうのこうのという話はたまにしか聞かない、従ってどうしても我々も油断するのも分かりませんが、これはいつ来てもおかしくないという言い方が正しいと思いますけれども、従って私町内会の総会でも申し上げたのですが、すぐ直ちに対策なんてことは財政的に無理だし、すぐどうのこうのということ、明日や1年後や5年後に来たら諦めるしかないという風に申し上げているんですけども、それでも手を打つという姿勢だけは確立して、前に1つ1つ、100年かかっても、1つ1つ完成していけば数百年に1回の震災でも耐えられるのではないかと、何とかなるのではないかと、あるいは犠牲を最小限に出来るのではないかとこの考えを私は持っていますので、是非そういった事で、そういう姿勢で進めて頂きたいということと、別な視点で申し上げますと、例えば今の時代、車両を使って逃げるとするのは、これは禁止しても駄目だろうと申し上げたのですが、各地の論議では実際、そうなっている訳なのですが、その他、東日本大震災の総括で、まだ1年や2年で出てこないと思いますけれども、これを、やはり取り入れて対策を考えてもらいたいと思います。中には、私もびっくりしたんですけども、打ちっぱなしのゴルフ場がありますが、あそこの経営者に会いまして、びっくりしたのですが、ライフジャケットを100着用しているそうです、お客さんの分と従業員の分と、そこまで考えるかなとも思ったのですが、私も実際10年前に来たわけですけども、その時は石狩のことをざっと聞いて水害の心配だけあるのではないかと、という話を聞いたものですから、石狩の関係者から、昔と比べたら河川が結構整備されているので、水害は心配ないということで、それでは石狩に行こうと決めた経緯がございまして、まさか津波という心配まではしなかったです。札幌の人間も、北区の人間も何人か知っていますけれども、こっちの方まで来るのではないかと心配していますから、市役所の職員の方々は執務中であつた場合はすぐ4階、5階の方に逃げればいいですけども、一般市民の場合は、拠点を作っていくより仕方がないのではないかと思います。個人的なことを申し上げる場ではありませんけれども、私、緑苑台に住んでいまして、自分のところはどうかと、市の方針はどうかと、緑苑台小学校の校庭に集まれということになっておりまして、これはちょっと無責任といえれば無責任で、だからといって責めているわけではないのですよ。自分のところだけ良くする、してもらいたいという意見ではありませんから。これでは津波に対して、大川小学校の二の舞になる危険性もありますし、冬になったらどうするのだと、校庭に集まって1時間もしないうちに風邪を引いてしまうと、津波にやられる前に肺炎で死んでしまうのではないかと思いますし、それから、雨の日はどうするのだというような問題もあるものですから、是非先程申し上げた通り東日本の反省を早急にまとめてもらって取り入れられる対策は取り入れて、是非万全を期して頂きたいと、これまたお願いでございます。ちょっと長くなってしましまして、申し訳ございません。



<三津橋委員>

私は商工会議所の充て職なもので、ここに出ているのですが、お話したと同じことが、新港の企業は 600 社位あるのですが、平均海拔 3 メートルなのですよ、津波が来たら一発じゃないかって、だから俺たちも引越すぞという人たちはいますから、実際やめたという企業もあります。11 月に行政と打ち合わせをさせて頂いた時に、防災林というのか防風林というのか分かりませんが、道は平成 23 年度からかかるので、いつ結果が出てくるかわからないのです。ですから、それを早急にやって頂きたいのが 1 つと、もう 1 つ私からお願いしたいのは、今新川通と国道 231 号が繋がっているのですが、内陸に逃げるには道路が主に 2 本しかないのです、大きい道路が。それで、花川通りを延伸してくれという話をしたのです。花川通りを延伸してくれないと時間が 3 倍かかるのです。新港の方々と言いましたら、市はお金がないから出来ないと、確かにないのは事実でしょうけど、我々はどういう形でお願ひすればいいのでしょうか。行政と話したら金がないから駄目だ、道の石狩振興局長にも 2 回か 3 回お願いしたのですが、はっきりした回答がないのです。それもまた、都市計画では花川通りの片側は第一種住居地域ですよ。もう片面は商店街がある地域なのですが、一種住居の方は先程のアンケートを見ますと、絶対反対しますから。だけど災害時に逃げることを考えると、やっぱり歩いては逃げられませんか、車で逃げるから避難所的なものを確保しなければいけないです。でも、避難道を確保するという形で国交省に申請したら絶対通らないって言っていました。しかし、現実論として、私も花川南に住んでいるのですが、新港の方々にとっても一時多い時日中人口が 2 万何千人ですか、その人方を逃がすというのは、どんなことをしたって逃がさなければいけないわけですよ。

<瀬尾委員>

雑念的になりますが、まず市の姿勢としては、防災計画、審議会では防災計画を練る場なのかそれも分からないのですが、話が出ましたから、私から申し上げますけれども、まず市の姿勢としては、逃げないということですね、もう津波が来るかもわからない。500 年後かもわからないし、300 年後かもわからない、100 年後かもわからないし、50 年後かもわからない、それぐらいかかってもとにかく逃げないというこれを正面から引き受けるということですね、明日来ても大丈夫とは言いませんけれども、せめて、100 年後か 50 年後をめどにして着々と作り上げていくという姿勢だけは、やって頂かないと。企業から相談される三津橋委員も、答えられないのではないのですか。

<三津橋委員>

はい、答えられません。会議前に清水課長にこのアンケートは何の為のアンケートですかって聞いたのですが、防災だとか、みどりという部分と都市計画上の基本的な部分とどうしても重なる部分があるわけです。あと片側 2 車線のある道路の片側が第 1 種住居地域ということはあり得ないですよ。だから花川南の商店街が絶対形成しない、近隣商業地域の隣が 1 種住居だなんて、そんな都市は道内にはないのではないのですか。

<清水課長>

今、場所だとか、道路の話が出ておりましたので、ちょっとこの図面で大まかにご説明させて頂きたいと思ひます。まず札幌圏都市計画のエリアは、この範囲になります。札幌はここになります。札幌市がほとんど占めていると、そして北広島市はここです、江別市はここです、石狩市がここです、一部新港地域に小樽市があります。このエリアが札幌圏都市計画区域になります。それで、今申し上げたとおり、石狩はここです。旧石狩市の中

でも、こちら側の高岡の方は、区域の外になります。もちろん厚田、浜益も区域の外ということで、今回はここだけの計画じゃなくて、厚田、浜益も含めて計画を作りたいというのが2つの計画の大きなポイントです。先程私が海岸の保安林の話をしましたけれども、ここのあたりに、カシワ林がございまして、これが防潮効果があるのではないかということで、これを当然国有保安林でこれを保全しましょうという内容を記述させて頂きました。三津橋委員からお話が出たのは、今花川北と南のちょうど中間地帯に花川通りという道路があります。ここの道道石狩手稲線で行き止まりになっていまして、新港には行けないようになっています。新港には行けない、新港に行く道路は、231号線に向かう道路です。それと新川通に向かう道路で、こちらの新川通りに行くのと、231号もしくは337号に向かうしかないの、ここに道路が出来たらというお話です。これまでもこういうお話があって、ここを繋ごうと。しかし相当、歴史的に重い話がございまして、そういうことがあって当時の石狩町が、ここを繋ぐべきじゃないということで、国に申し入れて、その結果、繋がらないという形になって現在に至っている訳です。三津橋委員がおっしゃられるように防災上の観点からいくと、どうなんだということの部分で、細い道路は市の方で繋いでいます。繋いでいますが、幹線的な道路としては、こちらとこちらしか無いということで、やはり必要じゃないかという議論で、市の方も当然今の計画にも入っておりますし、ここの部分を何とか解決したいということで、少しずつ動き出してはいます。ここを繋ぐ案は、先程ご紹介させて頂いたように地域の方々の中で、賛成と反対が二分されていますので、その辺をクリアした上で、お金の話もあるのですが、ここを通すという事になれば交通量も増えますし、住環境もどうなるのだということと、ルートの中真ん中に国有保安林が斜めに縦断しています。だからそこを保安林解除しなくては行けなくて、自然環境上の問題もあります。ですから財源だけではないということは理解して頂きたいと思えます。それが元々石狩市と石狩湾新港との兼ね合いの中で、今、考えたいことは道路を繋ぐというよりは、市民交流軸をここに作って人が歩いて行けるように考えるということがこの10年前に作った計画に続けられていて、現在も生きています。

#### <三津橋委員>

今通っている2本の幹線がございましてね、1本は石狩川に沿っていて、もう1本は新川に沿っているのです。1番最初に津波が走るの川です。ですから段々条件が悪くなって真ん中を抜かざるを得ないですよ。防風林があるところには津波は来ないと思います。ただ港には掘り込み水路があり、そこは防風林が切れていますし、地域で働いていらっしゃる方や経営者の方は、抜いてもらわなければ困りますという意見が多いです。

#### <清水課長>

今私達都市計画担当もそうですし、道路部局でも道路はかなり繋いでいるのですが、他の住宅街に車が流入して来ているので、それを幹線道路に集中させて、住宅地の部分を通過する車の量を減らすというそういう姿勢も大事ではないかという議論していますので、やはりどこかの段階で実現させるために、市民の方に理解をして頂いた上で進めていくということも選択肢としてはあるのかなというように思っております。今の計画にもちゃんとしっかり残っておりますし、引き続き実現出来るという事でそれは残しております。

#### <堂柿会長>

防災の中での記述は、第5章の5になるわけですね。

<清水課長>

はい、そうです。

<伊藤委員>

札幌圏で考えるならば、石狩市だけで取り組む問題ではないと思う。わずか10キロや5キロで札幌市に入るような隣接市だから、都市計画としてどのように取り組むかは道庁でも真剣になってやってくれないと。海に隣接している我々石狩市だけで頑張れって言われても困るから。

<三津橋委員>

ですから私どもは、石狩市で難しいということなら仕方ないです。それなら道事業として実現してもらいましょうという発想です。

<清水課長>

でも今は、財源の話よりも自然環境だとか、地域の住環境の問題もやはり大きいので、一方で今おっしゃられたとおり、防災上の問題など色々なバランスの中で、かつての反対、反対だけでは済まされない時代になってきているのは、まず間違いないのではないかと認識しております。

<伊藤委員>

600社も操業していて、三津橋委員も言われていたけれども、我々も企業団組合と意見交流会を8月末にやらせてもらった時に必ず言われます。交番か警察署が欲しい、道路の図面を持ってきて実現して頂きたいって。色々探っても、過去の経緯から脱却出来ない。

<三津橋委員>

その北1条の通りは公社団地の中でも北6条の次に古い団地なのです。だから1番若くて自分と同年代です。色々住民の方とお話をした中で、引っ越したいから家買ってくれるならまだ活気があるのだけど、冗談みたいだけど、本当にあるのです。

<瀬尾委員>

こちらでは、ハザードマップは今作っているのですか。

<清水課長>

今、見直しをかけていますので、新しい基準でのマップはまだ完成していないということになります。せっかくですので、この札幌圏都市計画図について説明しますと、札幌市の中心が赤、同心円状に色が染まっているのが分かりますか。やはりこれ、地価にも影響してるんです。だから遠くなればなるほど地価が安くなって低層化していくというそういう流れが都市計画にはあるんですよね。やはり物価にも連動してまして、さっき三津橋委員から商業的な部分がないというお話がありましたが、残念ながら段々ニーズが低くなっていくというのがあって、なかなか大きな商業的な施設が来ないというのが現状なんです。それと、こうやって見ると、新港の青系の所というのは、やはり札幌圏にとっても特出すべき広さなのです。ですから石狩市の石狩湾新港じゃなくて、札幌圏の石狩湾新港という位、この色を見ても、重みを見ても分かって頂けたんじゃないかなと、だから今札幌市の職員も石狩市に来て石狩湾新港のことを調べていますし、札幌市も石狩湾新港のことを考えるようになってきていますから、そういう意味では以前と違って道路の問題にしても、

色々な部分で連携して、問題解決に当たろうとしている状況ではございます。まだ結果は出ていませんけれども。

<堂柿会長>

今、お話し頂いた第5章の5の中に、まだどれぐらい書き込めるか分かりませんが、そういうご意見として、承っていきたい。防災の話が色々出ておりますが、その他に何かあれば、関連した話でもよろしいですけれども、それと、瀬尾委員から最初風力発電の健康被害のお話がありましたけれども。

<瀬尾委員>

それと自然破壊なんですけれども、健康被害と言え、結局因果関係が本州の人口密集地、住宅密集地でも完全に証明されてないらしいのです。ですから先程申し上げたように、水俣病だとか色々なところの公害病の場合は、魚を食べた人が大なり小なりおかしくなっているという訳じゃなくて、個人差があるようなのです。低周波だとか、あるいは騒音などですから、それは難しい問題なのかなとも思いますけれども、それにしても要するに、もう少し人のいない場所に設置してくれという話なのですが。

<堂柿会長>

小樽市で設置している所で、そのような話を聞いたのですけれども、石狩市ではそんなに問題になっていませんか。

<清水課長>

海浜地は、石狩市はそうとう保全に力を入れていまして、この縦版の水とみどりの基本計画の60ページをご覧頂きたいと思っておりますけれども、ちょうど60ページ上に貴重な海岸砂丘林、カシワ林と海浜植物を守るというのがありまして、この本文の下から3行目の石狩海浜植物保護センターを中心に保全の政策を実施しているが、とありますけれども、こういったセンターの名前を置いているのは全国にもそんなにはないと思っております。実は、石狩市は海浜植物を守ることに力を入れておりまして、そのことから、海浜植物などが侵されるような開発だとか、そういった風力発電を認めるような方向には当然ないと思っております。だからこういったものを、保全をきちっとした上で、そういったものが侵されないような所でお且つ、瀬尾委員がおっしゃられた低周波だとかそういったものの後で人体に影響がないような誘致距離を確保した上で計画に多分なってくると思っております。ちなみに海浜植物の保護という意味では、仙台市に隣接している名取市と大変交流がありまして、あそこも海浜植物の保護にすごく力を入れていたのです、その繋がりでは今回の震災で名取市に市の方から何人も今応援に行っています。だから海浜植物保護繋がりです。ですからそういう意味ではですね、思わぬところでっていうかですね、海浜植物保護という長年の付き合いがあります。

<伊関委員>

海浜は大丈夫なのですが、もう1つのところで、洋上風車ができるということで、魚への影響とか、バードストライクとか洋上のことを言っているのです。

<堂柿会長>

これらの内容のことは、この中のどこかに書き込んではいないんですか。

<清水課長>

風力そのものの記載はしてないのですが、大局的には低炭素社会の実現という部分での1つのジャンルとして、自然エネルギーの活用というのは多分出てくるんだと思いますけれども、特に記載はしておりません。これは環境基本計画だとかそっちの方で受け持つ頂くジャンルになりますので。

<田中委員>

ちょうどその部分で、環境共生の部分がちょっと薄いのかなと思ってお聞きしたかったのですけれども、それは別な所に

<清水課長>

この2つの計画と環境基本計画の3つを10年前に作ったのですが、環境の方が今すごく法律が大きく変わって、それに関連する計画が相当沢山出来たんです。それでこういった形で理念計画だけでは済まなくなってしまって、その個別計画をさらにリンクさせて、内容を充実させなければならないという形で、独自に相当内容を充実させて去年改定したのです。ちょっとレベルが合わなくなってきていると思います。データベースがすごいです。目標数字だとか。

<田中委員>

そういうのも踏まえてなんですけれども、昔のマスタープランを考えた時と時代がかなり変わっているんで、そのままあんまり変更がないような気がします。環境共生の部分が。だからもう少し現代に合ったような言葉遣いだとかそういったものを入れた方が、より今の時代とか、これから先の時代に合ってくるのかなと思って、ちょっと変更した方が良いのかなという思いで見させてもらったんですけれども。

<清水課長>

はい、わかりました。ちょっと環境部局とも相談して、今どきの言葉というか、推進してるバックボーンになるような記述、参考になるものがあれば相談させて頂いて何とか入れる方向で検討していきたいと思います。

<瀬尾委員>

防災は防災でこれ違う部局はあるの？

<清水課長>

市の中に色々な計画があるのですが、都市マスタープランだけは色々なジャンルを見通しながら書いているので、完全な形ではないですけど、見方によっては中途半端な書き方にならざるを得ないというのがあります。中途半端に語ってしまっているというか、書き込んでしまっているんで、ただ、これを作った時には、やはり環境から考えようという形でディスカッションしましたので、そういう意味では、開発指向型の計画にはなっていないと思います。

<瀬尾委員>

最初の審議会の資料を見まして、防災の方に力を入れたかったんですけれども、記述が無かったので別かと思ひまして。

<堂柿会長>

防災は色々な部分に渡っている、基本的に私たちは効率的に仕事をしようとして、縦割りでがっちり作るのですが、横断的に入ってくると、それは大変です。やはり、全部に関わってくることだから。だからどこまで書き込めるか難しいところもあります。

<清水課長>

それと都市マスタープランも水とみどりの基本計画も、要するにビジョン計画なんです。ビジョン計画ということは、思いを達成する為の方向性を示す為の計画ですから、これに書いてある施策、これに色々書いてあります、何を検討しますというお金の裏付けが全く無いのです。だからこれが環境基本計画だと数字目標を上げてそれに対して、ある程度具体的な事業化だとか、毎年 CO2 を削減するかだとかの行動計画まで平行してありますので、それらの計画と若干ニュアンスが違うのは事実かなと、これを実現しようと思ったらさっきの花川通じゃないですけども、花川通を整備する為に都市計画決定をしようとするれば、それに対する市民手続きだとか別途必要になります。ですから、ここに書いたからといってそれが実現するわけではなくて、こういう風なまちづくりにしたいというのが両方のビジョンに謳われていて、それに対して今度は具現化する為には総合計画というのがそれぞれの自治体にあります、だいたい 10 年計画が多いですけども、その中で更に前期、後期 5 年ごとに事業と事業費をリンクさせるのです。だから総合計画の中に書いてくる施策は完全にある程度 10 年分のお金を積んだ上でやる確実性が高い事業しか書かないです。しかし、この計画については、出来ないものも沢山あります。作った時には 20 年後にはこういう街になりたいねということで書いてるので、本当にこれをやるのというのも結構まだ沢山残っておりますけれども、それを目指す方向性が示されていますので、それを少しでも、実現できるように目指したいというのも指針という計画なんですね、だから、そういった意味では書いてある施策が実現するのかどうかというのはちょっと分かりづらい所はあるんですよね。だから都市計画についても前回花川北地区の緩和の方向性をちょっと謳いこみましたという話もさせて頂いたんですけども、それも都市マスが出来たら確実に実現できると思っている訳じゃなくて今度都市計画を緩和する為の説明会なりアンケート調査を実施した上でいけるかいけないかの判断をした上で手続きを進めたいなど思っておりますので、決してこれに書いたから絶対そうなるというわけではありません。

<堂柿会長>

というわけで、その他色々な分野がありますけれども、

<清水課長>

福祉の計画では施策とお金がかかなりリンクしていると思います。書いてあるものがそれを確実に実現させるためにちゃんとお金の裏付けとして、バックデータとして持っていると思います。介護保険料だとかそれに影響しますので相当細かく積み上げていると思います。そういう意味では一生懸命議論して頂いてるんですけども、一見無駄になりそうではありますが、10 年前に市民の人が考えた事は本当に今の時代にマッチしてるなというのが私としてはすごい事だな、という風に思っている訳ですね。

<堂柿会長>

だからマスタープランとしては、各章の第 3 章都市づくりの基本スタンスとかね、そういうレベルでの表現にどうしてもなるのですよね。ただ、横断的に日頃皆さんが仕事なり、私生活なりで気になっている事を話せる場というのを、近い場がここでもありましてね、

だから清水課長のような立場の担当者の方としたら全部言われても困るなというのもあるでしょうし、私たちも全部言っても、受け止めてもらえないと思いながら話している部分もありますし、その辺が痛し痒しですけれどもね。次の2月までに出た事を、ちらっとでも反映できるようなところありますか。

<清水課長>

今度21日から1カ月間パブコメが始まるんですけれども、もしその後に相当大きな変更があったらちょっと辛いなというのは正直あります、事務局としては。ですが、先程おっしゃられて頂いた環境の部分について前向きに記載する事は可能だと思いますし、当然1ヶ月のパブコメで出た意見も出来るだけ反映できるものは反映したいと思っていますので、今のマスタープランをより良いものになればいいなと思っています。

<堂柿会長>

それではパブリックコメントを取って頂いて意見が出されたならばそれを反映した上で、次回の2月の審議会において最終的な案が示されると、その案について諮問頂くというような進め方で宜しいでしょうか。ということで、あと1回、議論して頂く機会がありますので、本日の審議会で確認できなかった事などありましたら、その時に聞いて頂くとして、第3回本日はこれで閉会したいと思いますけれども、宜しいでしょうか。宜しく願います。最後に、今回の議事録の確認、確定については、会長の私と三橋委員で行いたいと思っていますので、どうぞ宜しくお願い致します。それでは誠にありがとうございました。以上をもって本日の審議회를終了させていただきます。ありがとうございました。

平成25年 1月22日議事録確認

会 長 堂 柿 栄 輔

委 員 三 津 橋 昌 博